

警務甲達第22号

平成30年8月24日

〔改正 令和4年10月3日〕
警務甲達第40号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察における臨時的任用制度運用要綱の制定について

みだしのことについては、福井県警察における臨時的任用制度運用要綱の制定について（平成21年警務甲達第19号。以下「旧要綱」という。）により運用してきたところであるが、同制度の適正かつ円滑な運用を図るため、別添のとおり、新たに「福井県警察における臨時的任用制度運用要綱」を制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、廃止する。

別添

福井県警察における臨時的任用制度運用要綱

第1 制定の趣旨

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3及び第26条の6第7項第2号並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号に基づく臨時的任用制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 臨時的任用職員の任用基準

臨時的任用職員（職員の任用に関する規則（昭和57年福井県人事委員会規則第6号。以下「任用規則」という。）第30条、福井県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年福井県条例第49号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条第1項第2号及び育児休業法第6条第1項第2号の定めるところにより任用される者をいう。以下同じ。）の任用基準は、別表1のとおりとする。ただし、警察官、少年警察補導員及び交通巡視員の臨時的任用について、任用基準該当者がいない場合は、その業務を限定し、その他の職員として一般から公募することとする。

第3 臨時的任用職員の処遇等

臨時的任用職員の処遇等については、別表2のとおりとする。

第4 臨時的任用の手続

- 1 所属長は、臨時的任用職員の配置を必要とするときは、臨時的任用職員配置申請書（別記様式。以下「申請書」という。）により、本部の警務課長を經由して本部長に申請するものとする。
- 2 本部の警務課長は、申請書の記載内容（臨時的任用職員の業務内容、臨時的任用職員配置の必要性等）について審査するものとする。
- 3 本部長は、1の申請を適当と認めるときは、任用規則、配偶者同行休業条例又は育児休業法で定めるところにより臨時的任用を行うものとする。

第5 その他

- 1 臨時的任用職員の任用基準及び臨時的任用職員の処遇等は、配偶者同行休業条例第9条第1項第1号及び育児休業法第6条第1項第1号の規定により採用される職員（以下「任期付職員」という。）について準用する。ただし、任期付職員については、正規職員と同じく、共済組合長期給付の適用を受けるため、厚生年金保険には加入しないものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、臨時的任用に関して必要な事項は、警務部長が別に定める。

別表 1

臨時的任用職員の任用基準

臨時的任用職員の身分		警察官	少年警察補導員	交通巡視員	その他の職員
警察職員としての職歴関係	過去の身分	警察官	少年警察補導員 又は警察官	交通巡視員 又は警察官	基準なし (一般からの公募)
	在職期間	2年以上			
	退職理由	非違理由によらないこと。			
	退職後の期間	5年以内			
能力実証の方法		適性検査、面接試験			教養試験、適性検査、面接試験(※)

※ その他の職員のうち、免許資格が必要な職に充てる臨時的任用職員の能力実証の方法については、職務遂行に必要な免許資格を有することで教養試験及び適性検査に代えることができる。

別表 2

臨時的任用職員の処遇等

任用時の階級	巡査（警察官に限る。）
任用時の職	係員、隊員又は主事
勤務時間 休 暇	任期の定めのない警察職員（以下「正規職員」という。）と同じ。
服 務	正規職員と同じ。
給 与 期 末 手 当 勤 勉 手 当	給与条例その他福井県人事委員会の定めるところによる。
退 職 手 当	正規職員と同じ。
その他各種手当	
旅 費	
懲 戒 処 分	
国 賠 訴 訟	
災 害 補 償	短期給付及び福祉事業のみ適用、長期給付は適用外（厚生年金保険加入）
共 済 組 合	
公 用 車 の 運 転	正規職員と同じ。
給 貸 与 品	